

# 道路法クイズ 問題編

～初心者からベテランまで道路法の理解を深めよう PART II～

国土交通省 道路局 路政課

初心者編  
(問1～問5)

問1 次のうち、道路法上の道路本体に含まれるものはどれか。

- ① 橋                      ② 並木                      ③ ①と②の両方

問2 次のうち、道路法上の道路でないものはどれか。

- ① 高速自動車国道                      ② 都道府県道                      ③ 一般自動車道

問3 道路の維持に当たらないものはどれか。

- ① 清掃  
② 再舗装による路面陥没の修復  
③ 砂利の補充

問4 次に掲げる道路の管理のうち「その他の管理」に当たらないものはどれか。

- ① 道路の区域の決定  
② 道路の占用の許可  
③ 道路の敷地の取得

問5 道路と相互に効用を兼ねる「兼用工作物」となり得ないものはどれか。

- ① 堤防                      ② 自動販売機                      ③ ダム

問6 道路の路線に関する説明として、誤っているものはどれか。

- ① 高速自動車国道の路線と国道の路線が重複する場合に、重複する道路の部分については、高速自動車国道に関する規定を適用する。  
② 国道の路線と市町村道の路線が重複する場合に、重複する道路の部分については、国道に関する規定を適用する。  
③ 都道府県道と市町村道の路線が重複する場合に、重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。

問7 道路の管理に関する説明として、誤っているのはどれか。

- ① 道路の管理は、原則、当該道路の道路管理者が行う。  
② 一般国道の管理は、政令で指定する区間内の維持、修繕、その他の管理は都道府県が行い、その他の部分は国土交通大臣が行う。  
③ 市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合、当該道路の管理は、当該路線を認定した市町村が行う。

中級者編  
(問6～問9)

問8 道路の供用に関する説明として正しいものはどれか。

- ① 道路の供用を開始しようとする場合においては、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。
- ② 道路の路線を廃止する際には、あらかじめ、道路の供用の廃止に係る手続きをとらなければならない。
- ③ 道路の供用を開始するには、当該道路の所在する土地の所有権を取得していなければならない。

問9 道路の管理に要する費用に関する説明として誤っているものはどれか。

- ① 道路の管理に要する費用は、原則、当該道路の道路管理者が負担する。
- ② 国土交通大臣が国道の新設又は改築を行う場合に要する費用については、国がその3分の2を、都道府県がその3分の1を負担する。
- ③ 都道府県が国道の新設又は改築を行う場合に要する費用は、都道府県が全額負担する。

問10 道路法第43条において「みだりに道路を損傷し、又は汚損すること」とあるが、本条において禁止されている行為は次のうちのどれか。

- ① 道路管理権の行使として道路管理者が道路工事を行うこと
- ② 占用工事等道路管理者の許可等に基づいてなされる工事を行うこと
- ③ 土地の所有権に基づいて、道路の構造又は交通の支障を及ぼすおそれのある工事を行うこと

問11 以下は、有料道路制度に関する説明であるが、( ) に当てはまるものの組み合わせとして正しいのはどれか。

- ・道路の建設及び管理は、税金を充当して行われるべきもので、建設された道路は( A )で一般交通の用に供されるという( A )公開の原則が確立されている。
- ・現行の有料道路制度は、税金等を財源とする公共事業費の額には限度があることから、道路の利用者から( B )を徴収して、( C )を償うことを認めることによって、道路整備を促進し、交通の利便の増進を図る必要があることから、道路法の特例として認められているものである。

- ① A. 有料 B. 料金 C. 維持費
- ② A. 無料 B. 料金 C. 借入金
- ③ A. 無料 B. 負担金 C. 管理費

問12 第171回国会において成立した「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」の内容の説明として、正しいものはどれか。

- ① 毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備事業費に充当する措置を廃止すること。
- ② 地方道路整備臨時交付金の制度を創設すること。
- ③ 高速道路利便増進事業のため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務を一般会計に承継する制度を創設すること。